THE PROPERTY OF THE PARTY OF TH

平成四年的第六〇号、第八六号

判

決

本籍 金沢市東力二丁目二八番地二

住居

同所同番地

犀畔荘一号室 自動車運転手

廣

野

秀

昭和三九年一一月二六日生 樹

主

文

2

席の上審理し、

次のとおり判決する。

右の者に対する傷害、

準強姦被告事件について、

当裁判所は、

検察官江村正之出

19

(

半

ゴノ

被告人を懲役四年に処する。

未決勾留日数中六〇日を右刑に算入する。

由

理

罪となるべき事実)

被 告 1人は、 金沢 市 内 の 運送会社に自 動 車 運 転 手とし て 勤 務 して い た者 で、 か ね て

たが、 同 女 か 5 断ら れ て い た の で、 そ の 真 意 を 確 認 L た い بح 考え て ٧V たところ、

右会

社

の

事

務

員

安

藤

文

 $\overline{}$

昭

和

匹

五

年

八

月

_

五日

生)

に好

意

を

抱い

て

交際を求

め

て

い

第 平 成 四 年 四月一 日 同 女と話 し合っ た ŧ の の 交際を拒 否されたことなどから

立 腹 し、 同 日 午後七 時二〇分ころか ら 同 日 午 後 七 時 五 0 分ころま で の 間、 自己

所 有 の 軽 四 輪 自 動 車 の 助 手 席 に 同 女 を 乗せて、 金沢 市 松村 丁 目三七五 番 地 付

近

から

同

市大野町四丁目二番一

号

所

在の

運

輸

省

第一

港湾

建設

局

金

一沢港

工事

事

務

所 0 北 西 約 九二・ 六 メ Ì ۲ ル の 海 岸 沿 b 道 路 上 に 至 る まで の 間 右 松 村 丁 目

岸 沿 七 ۲۵ 五 道 番 路 地付近道路を 上 に 停 車 中 走行 の 車 中 内 で、 の 車 内 手 拳 で左手甲で同 で 同 女 の 顔 面 女 0 を 顔 数 回 面 を 殴 数 打 回 殴 さら 打 右 海 右

工 事 事 務 所 北 西 約 匹 メ 1 ŀ ル の 地 点 まで同 車 を移 動 させ た 上、 同 所 に 停 止

た 中 り、 の 車 平 内 手 で で カ 同 セ 女 ッ の ۲ 顔 テ 面 1 「を数回 プ の ケ 殴 Ì 打 ス し、 を 割 続 つ て い .て そ 同 の .女が 破 片 車 を 外 同 ^ 女 逃 の げ 顔 出 面 そうとし とこ 押 し 付 て け

右 助 足 手 で 席 同 F 女 ア 0 を 左顔 開 け て 面 を 車 ___ 道 回 脇 蹴 の り付 歩 道 け 上 て に その 上 半 右 身 側 を 頭 乗 部 り を 出 アス す P フ ア 右 歩 ル ŀ 道 舗 上 装 に さ お れ ζì て た

路 面 に 打 ち 付 け さ 반 る な منے の 暴 行 を 加 え、 ょ っ て、 同 女 に 全 治 期 間 不 明 の 頭 蓋

骨骨 折、 下 顎骨骨折、 右急 性 硬 膜下 血 腫 等 の 傷 害 を 負 わ せ、

第二 同 女 が 右 傷害によ のり意 識 もうろうの 状 (態とな り抗 拒 不 能 で ある の に乗じて、



同女を姦淫しようと企て、 同日午後八時五分ころ、 同 市普正 寺 町 九 番 地 犀 JII

左

岸横空 き地 に至 り、 同 所 に停止し た前記自動車 内におい て、 その下半身を裸に

した上、抗拒不能の状態にある同女を姦淫し

(証拠の標目)

た

ŧ

の

で

あ

る。

括弧 内 の 記号番号は、 検察 官請求証拠の標目番号である。

判示事実全部について

一 被告人の当公判廷における供述

被告 人の検察官(乙12)及び司法警察員(乙7、 8及び11) に対する各供 (述調

書

医 師 黒田英一作成の診断書二通(甲5、6)及び同人の司法警察員に対する供

Control of the Contro

一司法警察員作成述調書(甲7)

司法警察員作成の実況見分調書(甲14)

司法警察員

作成

の

捜査報告書二通

(甲1及び4)

司法警察員

作成

の写真撮影報告書

(甲2)

判示冒頭の事実について

一一被告人の司法警察員に対する供述調書二通(乙4、

5

松平日出男(二通、 甲 32 、 33 梅野博之(甲34)、 池田宏美(甲35)、 安田

(甲 36) 及び北野奈美 甲 . 40 の 司法 警察員に対する各供述調書

敏

一 金沢市長認証の戸籍謄本(甲%)

判示第一の事実について

一 被告人の司法警察員に対する供述調書(乙6)

司法警察員作成の実況見分調書(甲

10

司 法 譥 察 員 作 成 の 写 真 撮 影 報 告 書 軍 9

司 法 警 察 員 作 成 0 捜 査 報 쏩 書 通 甲 8 11及び 43

判示第二の事実について

被告人の司法警察員に対する供述調書(乙9)

一 司法警察員作成の実況見分調書(甲13)

金沢 西 簪 察 署 長 作 成 の 鑑 定 嘱 託 書 四 通 (甲 16、 19 22及び24) 及び石川 県 警 察

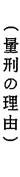
本 部 刑 事 部 鑑識課科学捜査研究室技術吏員作成の鑑定書四通(甲17 20 23 及

び 25)

(法令の適用)

被 告 人の 判 示第一の 所為 は包 括して刑法二〇四条に、 判示第二の所為は同法一七

を 条 役刑を選択 の 八 右 範 条、 に 刑 囲 ょ に 内で被告人を懲役四年 り 算 重 七 入 し、 ٧١ 七 判 条 以 示 前 第二 段 訴 上は同法 訟 にそ の 費 用 罪 れ 四五 ぞ に の に つ 刑 れ 立条前段 処 い 該当するところ、 に て し、 同 は 法 刑 同 の併合罪 訴法 法二一 四 条 一 八 一 の 条 で 制 を適 ある 判 限 条一項ただ 内 示 用 で 第 か ら、 して未決勾 法 の 定 の 罪 同 につ 加 法 書 重 四七 を適用 留 をし、 いて所 日 条 数 本 し 定刑 中 そ 文、 て 六 の 被告 中懲 0 刑 0 日 期



人に

負担させ

ないこととする。

そうとし 対 0 意 し 被 て、 告 に 適 人 た は、 判 っ 同 示 た 女の の 返 判 とお 示被 事 顔 をし 面 り、 害者安藤文に好意を抱い を足蹴に な か 方的 っ たことに立 し に多い てそ 数回 Ø 側 に 腹 し、 頭部 わ た て執拗に交際を求めた上、 を路 り顔 特 段 面 面 の を殴打 に打ち付 落 ち 度 し ŧ けさせ た な り、 ζ 無 る 抵 車 な 外 同 抗 どの に 女 な 逃 が 同 過 げ出 自己 女 激 に



の

改

善

を

図ら

なければならず、

その

回

復

の程度及び時期

について見込みの立たない

会話

もできず、

目もよく見えず、

今後更に手術や

IJ

ハビ

IJ

テ

ーシ

3

ン

を行

つ

て

症

状

な暴行を加えた上、 で、 ば に 6 あ ζ っ 幸 た は ķ١ 意 同 現 在 識不明の 女を姦淫 に お ķ١ した 右暴行により判示のような重篤な傷害を負っ 状態にあって、 て は もので 意 識 を ある。 回 復 いわゆ し そして、 たもの る植物人間 の 、 同女は、 な お 寝 になることを 被告人の右 たきりで、 て抗 危 手 暴行に 足は 拒 惧 不 さ ょ 能 れ 麻 り、 の 痺 た 状 も 態 の し

状態にある。

の ように、 被告人が本件犯行によっ て年若い未婚女性である被害者安藤文に与

め て 巌 しく、 被 告 人の 母 親 の 面 会の 申し入れ も拒絶し てい る状況に ある。

え

た

肉体的、

精神

的打撃は甚大であ

り、

同

女

の

親

族

の

被告

人に対する被害感情

も極

そうすると、 被告人の刑事 責 任 は重大であ り、 被告人が本件犯行後警察署 に出出

頭



して 本件犯行を自首し、 救急車 0 出 動を要請していること、被告人が自己の行為を

反省する供述をしていること及び被告人には 前科がないことなどの情状を考慮して

も、なお主文掲記の量刑をもって臨むのが相当である。

以上の理由により、主文のとおり判決する。

金沢地方裁判所第三部成四年八月三日

平

裁判長裁判官

裁判官

門容終新部

裁判官

4

国

